

施策評価管理シート

2019(令和元)年6月作成

施策体系	政策	2	美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち	担当部局(室)名	部局長名
	基本施策	4	魅力的な都市環境づくり		
	施策	1	土地利用		
				都市整備部	谷本 浩司

1. 計画策定当初(H28)の状況と課題

Plan

○ 少子高齢化、人口減少、人口構造の変化など、社会情勢が変化する中で、土地利用に関する施策においても、市街地、農地、森林、自然公園等について、量的な調整だけでなく、価値観の多様化、生活様式の変化に対応した土地利用の質を高める細やかな土地利用施策等の展開や、市域を超えた広域的な視点からの土地利用調整が必要となっています。

○ さらに、地域や住民参加による適切で効率的な市土の管理や、防災・減災に向けた土地利用の実現手法などについての検討が必要となっています。

2. 施策の基本方針

Plan

○ 土地は人々の営みを支える共通の基盤であり、その利用については「公共の福祉」の優先を基本として、基本構想で定める土地利用の基本方針に基づき、自然環境、歴史や文化、社会的な特性を生かしつつ、多様な主体の協働により適正かつ計画的に進めます。

○ 環境負荷が少なく、持続的で均衡ある市土の管理・発展に資することを基本に、少子高齢化・人口減少時代においては、土地利用の目的に応じた量的調整だけではなく、安全性、快適性、効率性や文化的な観点から、管理を含めた土地利用の質的向上を図ります。

○施策指標(目標)及び達成状況

Plan Do

施策指標(目標)の内容 (単位)		現状値(H26)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	達成率
秩序ある土地利用が行われていると感じる市民の割合 (%)	目標	-	-	-	54.6	
	成果	52.6	50.4	44.0	47.7	0.0%
土地利用関連計画に関する市民等との協働・参画状況 (回【延べ数】)	目標	-	-	-	100	
	成果	13	46	102	130	100.0%
地籍調査の進捗率 (%)	目標	-	-	-	18.5	
	成果	16.6	16.9	17.1	17	21.1%

3. 課題解決への取組内容及び成果(平成28年度～30年度)

Plan Do

・「名張市用途地域等見直し方針」に基づき、地域が主体となって将来の地域像及び必要なルールの検討を進めるとともに、住民の合意形成が整った地域については都市計画法に基づく手続きに着手しました。

・農村地域の土地利用については、社会情勢・営農環境の変化や都市と農村の調和をふまえ、農業振興地域整備計画の見直しにかかる取組を進めました。

・「名張市地籍調査事業実施計画」に基づき、市街地地区を中心として地籍調査の推進に取り組むとともに、完了地区の認証送付を行いました。

4. 成果を踏まえた課題や現状

Check

・人口減少時代においては、都市のスポンジ化や耕作放棄など市街地部及び農村部の双方に人口や機能の低密度化による課題が予想され、メリハリのある土地利用の調整が必要です。

・用途地域等の見直しについては、営農環境など都市と農村の調和を図りつつ、地域との連携・協働による検討を進める必要があります。

・集約連携型都市構造の実現に向けた都市機能の配置については、立地適正化計画の策定をはじめ、公共施設、医療福祉施設、教育施設など都市機能の集約化に加え、防災・減災の視点も重要であり、適正配置に向けた庁内連携体制を整える必要があります。

・大規模災害の発生に備えるため、関係行政機関や庁内関係部署との連携を含めた更なる地籍整備の推進が必要です。

5. 課題解決への取組内容(令和元年度)

Action

・計画的で秩序ある土地利用を推進し、都市機能の集約、住環境の保全など、暮らしのまちとしての魅力を高めるため、地域組織との連携による用途地域等の検討を進めており、合意形成が整った地域から都市計画法に基づく手続きに着手します。

・農業振興地域整備計画に基づき、優良農地は食糧供給基盤としての緑地環境を保全するとともに、都市化されつつある地域ではその地域の一部を都市的利用に転換するなど、農地と調和した快適な田園環境の維持に努めます。

・国・県などの関係機関や庁内関係部署への啓発・連携に努め、国土調査法第19条第5項の規定による指定など地籍調査にこだわらない地籍整備の推進を図ります。

6. 行政評価委員会による総合評価

Check

用途地域の指定・見直しに向けて、引き続き、地域との協議を進めるとともに、地籍調査事業を推進すること。